

大口町告示第90号

大口町障害児通所給付支援事業実施要綱の一部を改正する要綱を次のように定める。

平成27年9月30日

大口町長 鈴木雅博

大口町障害児通所給付支援事業実施要綱の一部を改正する要綱

大口町障害児通所給付支援事業実施要綱（平成25年大口町告示第27号）の一部を次のように改正する。

題名及び第1条中「障害児通所給付支援事業」を「障害児通所給付支援事業等」に改める。

第16条を第17条とし、第15条の次に次の1条を加える。

（障害児相談支援給付費の支給）

第16条 法第24条の2第1項の規定による申請は、障害児相談支援給付費支給申請書（様式第15）によるものとする。

2 町長は、前項の申請について支給又は却下の決定をしたときは、障害児相談支援給付費支給（却下）決定通知書（様式第16）により当該決定を受けた者に通知するものとする。

3 町長は、法第6条の2第8項の規定に基づき決定した期間について変更の決定をしたときは、モニタリング期間変更決定通知書（様式第17）により当該決定を受けた者に通知するものとする。

4 町長は、法第24条の2第1項の規定による障害児相談支援給付費の支給の取消しをしたときは、障害児相談支援給付費支給取消通知書（様式第18）により当該取消しを受けた者に通知するものとする。

様式第14の次に次の4様式を加える。

様式第15（第16条関係）

障害児相談支援給付費支給申請書

大口町長 様

次のとおり申請します。

申請年月日 年 月 日

申請者	フリガナ		生年月日	年 月 日
	氏名			
申請に係る児童氏名	居住地	〒		
	フリガナ		電話番号	
申請に係る児童氏名	フリガナ		生年月日	年 月 日
	氏名		続柄	

届出者	フリガナ		申請者との関係	
	氏名			
届出者	住所	〒		
	住所		電話番号	

第 年 月 日 号

様

大口町長

印

障害児相談支援給付費支給（却下）決定通知書

児童福祉法第24条の26第1項の規定に基づき、障害児相談支援給付費の支給について、次のとおり決定したので通知します。

障害福祉サービス 受給者証 番号		地域相談支援 受給者証 番号	
通所受給者証番号			
申請者氏名		支給に係る 児童氏名	
支給の可否	可 ・ 否		
支給 する	支給期間		
	モニタリング 期間		
支給 しない	理 由		

* この決定に不服があれば、この決定があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に大口町長に対して異議申立てをすることができます。

この処分に不服があるときは、この通知を受けた日の翌日から起算して60日以内に大口町長に対して異議申立てをすることができます。また、この処分の取消しの訴えは、この処分の通知を受けた日の翌日から起算して6か月以内に大口町を被告として(大口町長が被告の代表者となります。)提起できます。(処分の通知を受けた日の翌日から起算して6か月以内であっても、処分の日から1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。)ただし処分の通知を受けた日の翌日から起算して60日以内に異議申立てをした場合には、処分の取消しの訴えは、その異議申立てに対する裁決の送達を受けた日の翌日から起算してから6か月以内に提起することができます。

・問合せ先

様

大口町長

印

モニタリング期間変更通知書

継続障害児利用援助について、次のとおり変更の決定をしたので通知します。

障害福祉サービス 受給者証 番号		地域相談支援 受給者証 番号	
通所受給者証番号			
変更に係る障がい者 (保護者)		変更に係る 児童氏名	
変更後の モニタリング期間			

受給者証を 年に提出してください。

提出先

提出期限

年 月 日

* この決定に不服があれば、この決定があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に大口町長に対して異議申立てをすることができます。

この処分に不服があるときは、この通知を受けた日の翌日から起算して60日以内に大口町長に対して異議申立てをすることができます。また、この処分の取消しの訴えは、この処分の通知を受けた日の翌日から起算して6か月以内に大口町を被告として(大口町長が被告の代表者となります。)提起できます。(処分の通知を受けた日の翌日から起算して6か月以内であっても、処分の日から1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。)ただし処分の通知を受けた日の翌日から起算して60日以内に異議申立てをした場合には、処分の取消しの訴えは、その異議申立てに対する裁決の送達を受けた日の翌日から起算してから6か月以内に提起することができます。

・問合せ先

附 則

この要綱は、告示の日から施行する。